

# 納税は納期内に！

**悪質な滞納には差し押さえを行っています**

市税は、福祉や教育などに使われる重要な財源です。また、市税の滞納は財源が損なわれるだけではありません。滞納整理には多額の費用がかかるため、市にとっては大きな損失になり、最終的には市民全体の不利益となります。このため市では厳しい姿勢で滞納整理に取り組んでいます。

## 年間300件を超える差し押さえ

**市** 税などの滞納による差し押さえ件数は、平成21年度に300件を超え、以降も300件を超えるペースです。平成24年度の差し押さえによる市税などへの充当金額は、2550万円にもなっています。

本市の市税の収納率（平成24年度決算）は、96・49%です。

市では、滞納額を縮小して市税収入を確保することと、納期内に納付している多くの市民の皆さんとの公平性を確保する2つの観点から、収入や財産がありながら市税を納付しない滞納者に対して滞納処分（差し押さえなど）を強化しています。

## 税負担の公平性を確保するため滞納処分強化

**平** 成24年度は、預貯金、給与・不動産などのほか、家電製品や家具など動産の差し押さえを行いました。差し押さえた動産は、市の公売会やインターネット公売などで売却し、売上金を滞納市税などに充てています。

引き続き、より厳しい姿勢で滞納の解消に努めます。

滞納処分の状況

年度	差押(件数)	公売(点数)
20	224	—
21	318	—
22	397	—
23	356	46
24	345	53

## 裁判所の令状は不要

**市** 税を滞納した場合、納付期限後20日以内に督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しない場合には、法律により滞納者の財産を差し押さえなければなりません。差し押さえられた財産は換価（お金に換えること）し、税金の納付に充てます。この一連の手続を滞納処分といいます。

市では、滞納者について、財産調査（預貯金調査、生命保険調査、不動産所有状況の調査、勤務先への給与支給状況の調査など）を行っています。徴収職員は、滞納処分のために滞納者の財産を調査する必要があります。認められる範囲内で、滞納者や預金がある金融機関などに質問して、帳簿または書類を検査し、さらに捜索を行うこともできます。

これらの差し押さえや質問・検査については、法律の規定に基づいて行われ、裁判所の令状を必要としません。このため、差し押さえる前に裁判所から連絡がくることはありません。

## 市税は口座振替で

**市** 税などの納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度手続きするだけで、自動的に納期限日に指定口座から市税などが引き落とされます。納付に出かける手間が省け、納め忘れの心配もありません。

## 事情がある場合は相談を

**病** 気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な方は、納期内に市税務課納税係まで連絡してください。生活状況などを聞き取り、納税に関する相談を行っています。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らず、不履行になった場合は、滞納処分を行います。

事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。連絡がないと法令に基づき滞納処分を行うことになります。



## 12月は納税推進強調月間

12月は多くの市税などの最終納期です。新たな滞納を発生させないため、納期前納付が大変重要です。市では12月を納税推進強調月間と定め、納税に関する取り組みを強化しています。

### 〈夜間納税窓口〉

夜間納税窓口も通常の月より多く開催します。やむを得ない理由で納税が困難な場合は、お気軽にご相談ください。

※夜間納税窓口の日程は、本紙19ページを参照ください。

同日、国民健康保険の手続き窓口も開設しています。

### 〈各種展示会の開催〉

#### 税の書道展

・イオン名寄店

12月11日(水)まで

・サンピラー交流館

(名寄地区の児童作品)

12月12日(木)～24日(火)

・ふうれん地域交流センター

(風連地区の児童作品)

12月12日(木)～24日(火)

#### 公売展示会

・駅前交流プラザ「よろーな」

12月11日(水)まで

・市役所名寄庁舎

12月13日(金)まで

名寄市公売会のお知らせ



滞納処分に関する

Q & A



まさか、差し押さえられるなんて…  
「滞納が少額だから差し押さえられないだろう」と思っていないですか。金額の大小に関わらず差し押さえは行われます。

Q借金があるから税金が払えない…

A借金は個人がつくるものです。法律によって、税金はすべての債務（借金含む）に優先すると定められています。よって、個人債務よりも税金が優先されるのです。

Q税金を納めないAさんは、高級自動車を持ち回り、高級宝飾品を持っています

A滞納者が高級自動車や高価な宝飾品などを持っていたら、それを差し押さえて公売し、滞納している税金に充てます。これが、動産差し押さえです。

Qコツコツ貯めた預金を差し押さえられた。なんてひどいことするんだ

A税金を払わずに貯蓄することは、許されることではありません。まずは、納税が優先です。  
※国税であれ地方税であれ、行政機関には差し押さえをする権限が与えられています。

Q銀行口座を調べられて勝手に口座からお金がおろされた。個人情報保護法違反だ。

A税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限を行使して調査をする場合、勤務先や銀行など調査を受けた機関は答えなければなりません。  
※税金の滞納がある場合の財産調査は個人情報保護法には一切抵触しません。

Qいきなり差し押さえをされた。あんまりだ。

A税は、納期限内納付が大原則です。地方税法には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと明示されています。本市では、督促後、何度か催告書を送付した上で差し押さえを行っています。その間、納税相談の機会があったはずですが。

市税の滞納に対し、動産差し押さえなどの滞納処分を行っています。通常はヤフー（Yahoo）によるインターネット公売を実施していますが、次の物件について公売会を実施します。

参加される方は次の「▼参加に必要なもの」を持参のうえ、指定の時間に会場へ参加申し込みを行い、せり売りにご参加ください。

なお、公売会前に税金が完納となった場合は、公売を中止します。また、公売物件は中古品のため、経年の劣化やサビなどがありますので、ご了承ください。

- ▼公売物件
- ◇売却区分番号 25-7-1
- ◇品名 除雪機
- ◇メーカー等 ヤマハ Y T 9 70ES
- ◇仕様・状態 12Vセル・リコイル、10馬力、70cm幅、2000年式と思われる。
- ◇見積価格 7万円
- ◇物件は、12月13日(金)まで市役所名寄庁舎ロビーに展示しています。
- ※物件の仕様・状態は参考とし、実際に品物をご確認のうえ、公売にご参加ください。
- ▼ところ 市役所名寄庁舎 (大通南1)

- ▼とき 12月15日(日)
- (1)参加申し込み 当日10時30分～11時
- (2)せり売り開始 当日11時～
- (3)落札後の手続き せり売り終了後随時
- ※公売物件の試運転（エンジン始動） 当日10時15分～10時30分
- ▼公売代金の支払い 12月15日(日) 正午まで
- ▼公売方法 「せり売り」による
- ▼公売参加者 本人または代理人とします。業者の方、市外在住者の参加も認められます。  
※未成年者は参加できません。

- ▼参加に必要なもの
- (1)印鑑（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印）
- (2)本人を確認できる書面（運転免許証、健康保険証など）
- (3)委任状（代理人が公売に参加する場合に提出、様式は任意）
- (4)買受代金
- ▼運搬 市内の方が落札された場合は、運搬について相談を承ります。
- お問い合わせ  
税務課納税係（名寄庁舎 2階7番窓口）  
☎01654-2111  
(内線3206～3208)